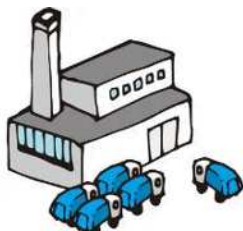


小型家電リサイクル推進会議

- 事故(火災・爆発)や労働災害の報告制度
- 職場における熱中症対策の強化
(労働安全衛生規則の一部改正)



令和7年5月30日
徳島労働局 健康安全課



1

事業場における事故や労働災害の報告について

◆【事故報告】労働安全衛生規則第96条(要約)

- ・次の場合は、遅滞なく(概ね1週間)、様式第22号による報告書を労基署長に提出 **【注】人災が無くても必要**



1 事業場又はその附属建設物内で次の事故が発生したとき
イ 火災又は爆発の事故 (次号の事故を除く)

2～10 「ボイラー破裂」、「クレーン転倒事故」「エレベーター落下事故」等はそれぞれの機械事故として報告 (事業場内外問わず)

◆【労働者死傷病報告】労働安全衛生規則第97条(要約)

- ・労働者が就業中、事業場内(附属建設物内)において、死亡、休業したときは、遅滞なく、電子情報処理組織を使用して、次の事項を労基署長に報告



〔労働保険番号、事業の種類、事業場の名称(所在地)、傷病名、傷病部位、災害発生状況及び原因(5つの項目)、国籍(在留資格)ほか〕

【注】業務中の交通事故による休業も対象(労災請求の有無に関わらず)

- 休業4日以上【遅滞なく報告】
- 休業4日未満(1～3日)【1～3月分をまとめて4月末日までに報告】
(以下、4半期ごとに同様の取扱)

2

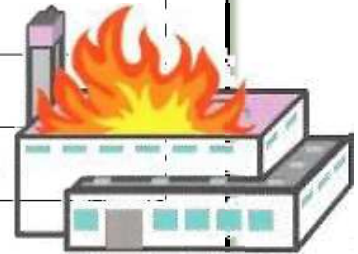
事 故 報 告 書

事業の種類		事業場の名称 (建設業にあつては工事名併記のこと)		労働者数					
事業場の所在地		発生場所							
(電話)		発生日時		事故を発生した機械等の種類等					
年 月 日 時 分									
構内下請事業の場合は親事業場の名称 建設業の場合は元方事業場の名称									
事故の種類									
人的被害	区分	死亡	休業4日以上	休業1～3日	不休業	計	区分	名称、規模等	被害金額
	事故発生事業場の被災労働者数	男					物的被害	建築物	m ² 円
		女						その他の建設物	円
								機械設備	円
								原材料	円
その他の被災者の概数	()						製品	円	
							その他	円	
							合計	円	
事故の発生状況									
事故の原因									
事故の防止対策									
参考事項									
報告書作成者職氏名									

年 月 日

労働基準監督署長 殿

事業者職氏名



3

電子申請に当たっては
労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷
に係る入力支援サービス

労働者死傷病報告の報告事項が改正され、
電子申請が義務化※されます

令和7年(2025年)1月1日施行

労働者死傷病報告

81001

① 事業の種類

② 被災者の職種

③ 傷病名及び傷病部位

④ 災害発生状況及び原因

⑤ 国籍・地域及び在留資格

※電子申請義務化に伴う略図の取扱いについて
従前の手書きでの作成とは異なり、イラスト等の「略図」のデータを添付してください。「略図」を手書き等で作成後、携帯電話等で写真を撮ってそのデータを添付していただいても構いません。

①事業の種類

日本標準産業分類から該当する
細分類項目を選択してください。
(例) 製造業>食品製造業>水産食
料品製造業>水産缶詰・瓶詰製造業

②被災者の職種

日本標準職業分類から該当する
小分類項目を選択してください。
(例) 生産工程従事者>製品製造・加
工処理従事者(金属製品を除く)
食品製造従事者

③傷病名及び傷病部位

該当する傷病名及び傷病部位
選択してください。
(例) 傷病名: 食器>切断
傷病部位: 頭部>鼻

④災害発生状況及び原因

5つの記入欄にそれぞれ記入
してください。

⑤国籍・地域及び在留資格

該当する国籍・地域及び在留資
格を選択してください。

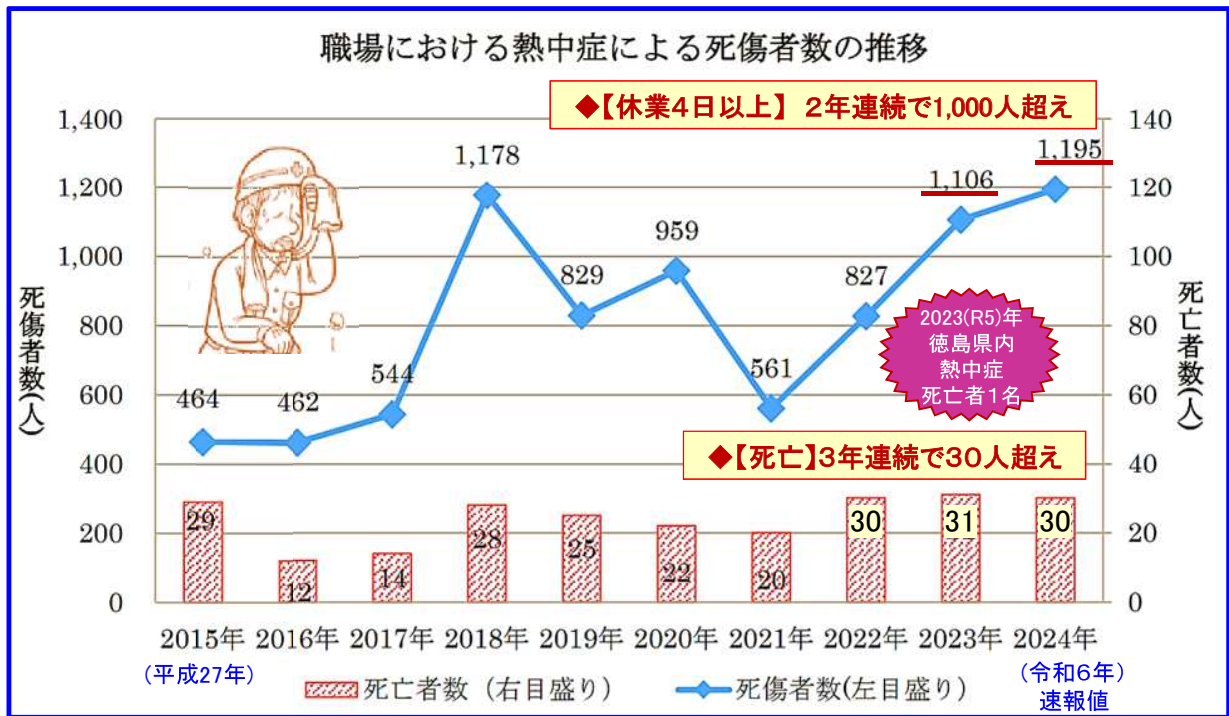
④災害発生状況及び原因

- ①どのような場所
- ②どのような作業
- ③どのような物
(機械・化学物質等)
- ④どのような不安全
状態・有害環境
- ⑤どのような災害が
発生(事故の型等)

4

職場における熱中症の死傷者数【全国統計】

- ▶ 熱中症による**死亡災害**が**3年連続**で年間**30人超え**(令和4,5,6年)
- ▶ **死亡災害**の**7割**は**屋外作業**のため**気候変動の影響**により**増加が懸念**
- ▶ **死亡災害**の殆どが『**初期症状の放置・対応の遅れ**』 → **法制化!!**



5

職場における熱中症予防対策

【現行法等の対応】

①労働安全衛生法第22条第2項

高温等による健康障害を防止するため必要な措置を講じる

②発汗作業に関する措置（労働安全衛生規則第617条）

多量の発汗を伴う作業場において塩及び飲料水を備える

その他の対策 ●『職場における熱中症予防基本対策要綱』
●『STOP! 熱中症クールワークキャンペーン(H29～)』

③暑熱※1多湿※2の屋内作業の温度調節(労働安全衛生規則606条)

冷房や通風等で適当な温度調節の措置

【※1:28℃以上、※2:85%以上】

【現行法の課題】

★労働安全衛生法では、

『熱中症による健康障害の疑いがある者の早期発見』や
『重篤化を防ぐための対応』について定めが無い

『死なせない!』、『重篤化させない!』対策

➡ 法制化へ

6

労働安全衛生規則の改正（令和7年6月1日施行）

【新設】『労働安全衛生規則第612条の2』の概要

◆熱中症を生ずるおそれのある作業とは

『WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上
又は1日4時間を超えて実施』が見込まれる作業

(WBGT指数計)



【WBGT(暑さ指数)】①気温、②湿度、③日射・輻射等の周辺の熱環境の3つを取り入れた指標。

◆熱中症を生ずるおそれのある作業を行うとき（①②③が義務化）

見つける



判断する



対処する

①報告体制の整備

- 『熱中症の自覚症状がある作業中者』
 - 『熱中症のおそれがある作業中者を見つけた者』
- が報告するための体制整備(連絡先・担当者等)

※報告を待つだけでなく、職場巡視による積極的な把握や各種デバイス等の活用



(ウェアラブル端末)

②実施手順の作成

熱中症の悪化を防止するために必要な実施手順の作成

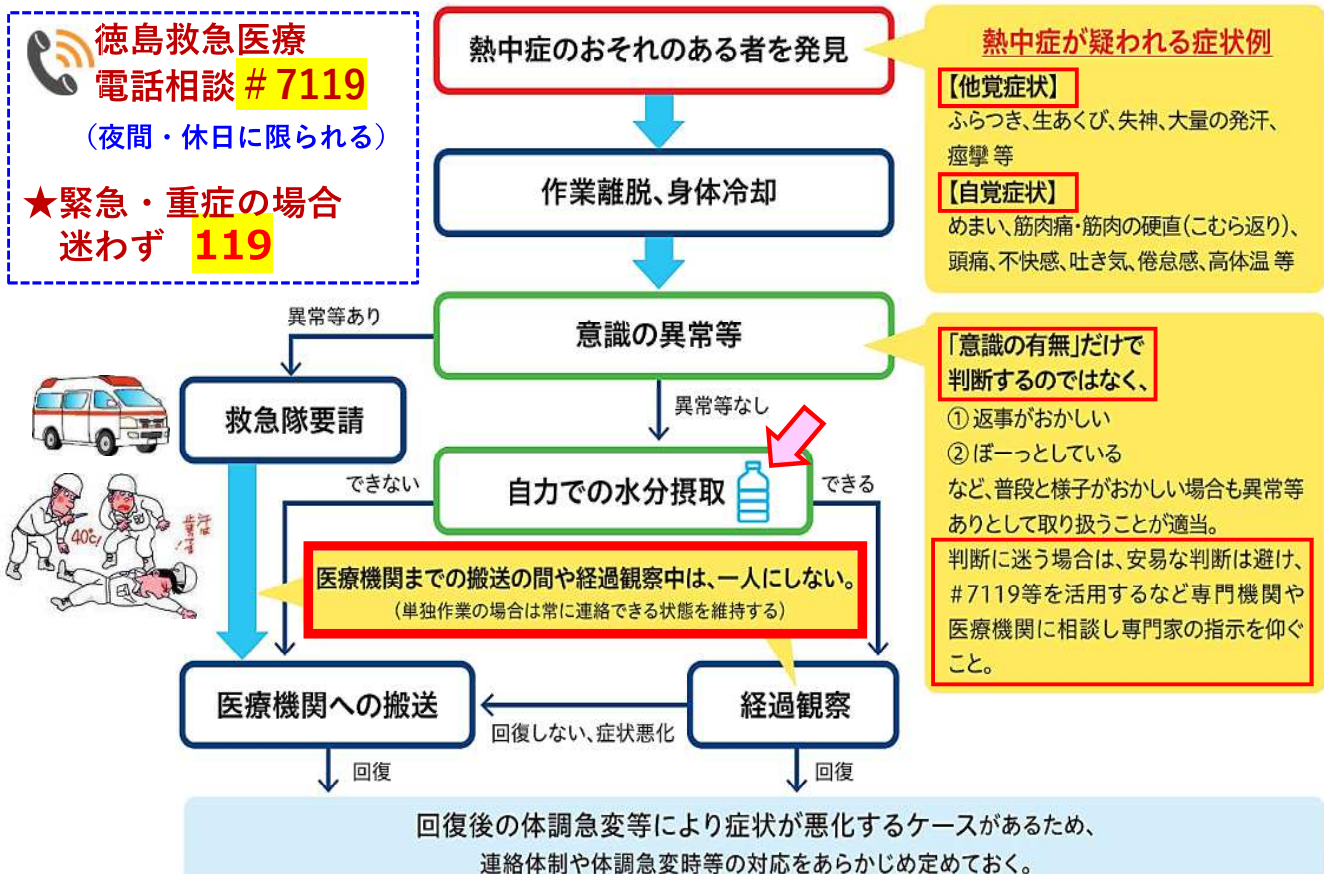
- 作業からの離脱(中止)、身体のコールドダウン方法
- 必要に応じた医師の診察や処置



③関係者への周知（作業中者以外の者も含む）

7

職場における熱中症対策【処置の例】



8

熱中症予防基本対策要綱に基づく取り組み

- ①作業環境管理・・・高温・多湿低減措置(通風・遮へい散水・冷房)
W B G T 値(暑さ指数)の低減
 - ②作業管理・・・連続作業の短縮(小休止)、こまめな水分・塩分の補給、熱環境への順化(7日以上目安)
 - ③健康管理・・・日常の健康管理(睡眠不足・前日の飲酒)
※糖尿病、心疾患、腎不全などは熱中症に悪影響
 - ④労働衛生教育・・・熱中症の症状、予防方法
 - ⑤救急措置・・・緊急連絡網の作成・周知
- ◆熱中症の応急処置(意識あり、自力で水分摂取可)
- 涼しい環境下で水分補給しながら休憩
 - 太い血管部位を冷却
 - 回復状況により早めの受診
- ★休憩中でも1人にしない(体調急変のおそれ)



★自力で水分摂取不可 → 意識障害、虚脱感で動けない
→ → その前に医療機関へ!!

9

熱中症弱者への配慮を！〔健康状態の確認が必要〕

- ①〔糖尿病(汗のかき方に変化)〕
血糖値が高いと、尿に糖と一緒に水分が出やすくなり、脱水状態を生じやすい。〔例：「のどがよく渴く」、「トイレが近い」〕
- ②〔高血圧症・心疾患〕
高血圧の人は、適切な減塩が必要。内服薬の種類によっては、水分・塩分を尿中に出す作用あり。脱水状態を生じやすい。
- ③〔腎不全〕
治療の一環として、塩分摂取を制限される場合あり。塩分不足になりやすい。
- ④〔皮膚疾患〕
患部が広範囲な場合には、皮膚からの発汗が悪く、熱が発散されないことがある。
- ⑤〔その他(前日の飲酒)〕 ※ビールの飲酒は水分補給にはならない！
肝臓でのアルコール分解には大量の水分が必要。
飲酒の翌日には脱水状態となっていることがある。



10

健康診断個人票への医師の意見等の記載

- ◆健康診断の結果、健診項目に異常の所見ありと診断された労働者⇒
⇒健康保持（就業上）に必要な措置について、再度、医師から意見聴取
【意見例】就業場所変更、配置転換、労働時間の短縮、深夜回数の削減など

様式第5号(第51条関係)(2)(表面)

氏 名		生年月日		年 月 日		雇入月日		年 月 日	
性 別		男・女							
健 診 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
年	月	日	年	月	日	年	月	日	年
他 の 法 定 特 殊 健 康	年	月	日	年	月	日	年	月	日
診 断 名 称	年	月	日	年	月	日	年	月	日
業 務	年	月	日	年	月	日	年	月	日
※定期健診実施機関の医師(押印不要)									
※有所見者に対する意見を聴取した医師(押印不要)									
健康診断を実施した医師の氏名①									
※医師の意見									
※意見を述べた医師の氏名②									
※歯科医師による健康診断									
※歯科医師による健康診断を実施した歯科医師の氏名③									
※歯科医師の意見									
※意見を述べた歯科医師の氏名④									
備 考									

～労働者50人未満の小規模事業場の方へ～
「地域産業保健センター」を活用ください！

◆産業保健サービス（相談対応）の内容
・健康診断結果についての医師からの意見聴取など

★【お問い合わせ先】
徳島産業保健総合支援センター（地域産業保健センター）
TEL (088) 656-0330

11

STOP! 熱中症 クールワーク キャンペーン

職場での熱中症より近年は、
一年間で約30人が亡くなり、
約1,000人以上が4日以上
仕事を休んでいます。

4月～9月 熱中症予防期間

キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと

STEP 1 暑さ指数的把握と評価
JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数(標準値)を参考にすることも有効

STEP 2 測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

☐ 暑さ指数の低減 事業場内に設置した設備対策を実施	☐ 休憩場所の整備 事業場内に設置した休憩場所を設置
☐ 服装 事業場内に設置した服装を着用	☐ 作業時間の短縮 作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
☐ プレクーリング 作業開始前や休憩時間中に涼しい場所を下げる	☐ 水分・塩分の摂取 水分と塩分を定期的に摂取(水分等を義務させる等考慮)
☐ 暑熱順化への対応 熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整 ※暑熱入眠や体慣れが働き手には別途注意すること	☐ 健康診断結果に基づく対応 次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心臓病 ④腎不全 ⑤精神・神経系の疾患 ⑥広範囲の皮膚疾患 ⑦感覚障害
☐ 日常の健康管理 当日の朝食の摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の原因に影響を及ぼすことを指導し、作業開始前に確認	☐ 作業中の労働者の健康状態の確認 疾病を患っている労働者、1日2日を超えて作業を中止する労働者、体調不良の労働者を発見するよう指導
☐ 異常時の対応 あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底 少しでも本人や周囲が健康を損じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順に基き速やかに対応 ※必ず一旦作業を中断し、安全を確認してから作業を再開することにより身体を冷やす ※状況が回復しない場合は医療機関に搬送する(状況に応じて救急車を要請)	

重点取組期間 7月 にすべきこと

- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を強化
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に摂取し、その記録を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、応急処置を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 体調不良の者に異常を認めるときは、指導することなく救急車を要請

令和7年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱

令和7年2月28日制定

1 趣旨

夏季を中心に熱中症の発生が相次ぐ中、職場においても例年、熱中症が多数発生しており、ここ数年、重篤化して死亡に至る事例が年間30人程度発生する状態が続いていることから、業界、事業場ごとに、熱中症予防対策に取り組んでいるところである。昨年までの「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」においても、労働災害防止団体や関係省庁とも連携し、職場における熱中症の予防に取り組んできた。

昨年1年間の職場における熱中症の発生状況を見ると、死亡を含む休業4日以上の上の死傷者1,195人、うち死亡者は30人となっている。業種別にみると、死傷者数については、建設業216件、製造業227件となっており、全体の約4割がこれら2つの業種で発生している。また、死亡者数は、建設業、製造業及び運送業の順に多く、多くの事例で暑さ指数(WBGT)を把握せず、熱中症の発症時・緊急時の措置の確認・周知の実施を確認出来なかった。また、糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有している事例も見られ、医師等の意見を踏まえた配慮がなされていなかった事例もあった。

このため、本キャンペーンを通じ、すべての職場において、「職場における熱中症予防基本対策要綱」(令和3年4月20日付け基発0420第3号)に基づく基本的な熱中症予防対策を講ずるよう広く呼びかけるとともに、期間中、事業者は①暑さ指数(WBGT)の把握とその値に応じた熱中症予防対策を実施すること、②熱中症のおそれのある労働者を早期に見つけ、身体冷却や医療機関への搬送等適切な措置ができるための体制整備等を行うこと、③糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮をおこなうことなど、重点的な対策の徹底を図る。

なお、労働者と同じ場所で作業に従事する労働者以外の者についても、上記措置の対象に含める。

10 各事業場における詳細な実施事項 (2) ク 熱中症予防管理者等の業務

12

【熱中症予防管理者等の業務（抜粋）】

衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者又は「熱中症予防管理者」に対し、次の業務を行わせること。



安全衛生推進者

- (ア) 作業に応じて、適用すべき WBGT 基準値を決定。
- (イ) 暑さ指数（WBGT）の低減対策の実施状況を確認。
- (ウ) 入職日、作業や休暇の状況等に基づき、あらかじめ各労働者の暑熱順化の状況を確認。
- (エ) 朝礼時等作業開始前において労働者の体調及び暑熱順化の状況を確認。
- (オ) 作業場所の暑さ指数（WBGT）の把握と結果の評価を行う。
評価結果に基づき、必要に応じて作業時間の短縮等の措置を講ずる。
- (カ) 熱中症のおそれのある労働者を発見した際に連絡を行う担当者や連絡先、措置の手順等について、作業開始前に周知。
- (キ) 職場巡視を行い、労働者の水分及び塩分の摂取状況を確認。
- (ク) 退勤後に体調が悪化するについて注意喚起。

13



安全衛生推進者、衛生推進者、及び安全推進者の選任について

【1】選任すべき事業場の業種・規模・資格者等（安衛法第12条の2、安衛令第2条、安衛則第12条の2）

安衛令 第2条	該 当 業 種	常時：10～49 人 【選任報告不要】	常時：50 人以上 【選任報告必要】
		・選任資格の名称	・選任資格の名称
第1号	林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業		
第2号	製造業(加工業含む)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、 <u>各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業</u> 、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業	・安全衛生推進者の選任義務	・安全管理者 ・衛生管理者 ・産業医 の選任義務
第3号	1号、2号以外の全業種 ※小売業※【上記第2号の下線の業種を除く】 ※社会福祉施設※、飲食店※	・衛生推進者の選任義務 ※印の業種については、ガイドラインにより10人以上で『安全推進者』を配置。 【安全推進者の選任報告不要】	・衛生管理者 ・産業医 の選任義務

【2】安全衛生（衛生）推進者の選任基準（安衛則 12条の3、昭63.9.5労働省告示第80号）
事業場に専属の者で、①～⑤のいずれかの基準を満たす者から選任してください。

- ①大学又は高等専門学校を卒業後、1年以上の安全衛生実務経験を有する者
- ②高等学校を卒業後、3年以上の安全衛生実務経験を有する者
- ③5年以上の安全衛生実務経験を有する者
- ④安全衛生（衛生）推進者養成講習を修了した者
- ⑤安全管理者、衛生管理者、労働安全・労働衛生コンサルタント

14

職場における熱中症予防対策ポータルサイト

- ◆ 熱中症予防対策をまとめたポータルサイトを整備
- ◆ eラーニングコンテンツ拡充【動画学習】



学ぼう!備えよう!職場の仲間を守ろう! 職場における熱中症予防情報



中小企業の事業主、安全・衛生管理担当者、現場作業者向け
働く人の今すぐ使える熱中症ガイド



CLICK

新着情報

- 2025.5.20 「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について（令和7年5月20日付け基発0520第6号）」が発出されました。
- 2025.4.15 「労働安全衛生規則の一部を改正する省令（厚生労働五七）」が公布されました。
- 2025.3.12 第175回 労働政策審議会・安全衛生分科会で職場における熱中症対策の強化を図る省令案が諮問・答申されました。
- 2025.2.28 令和7年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱をアップしました。
- 2025.2.28 令和7年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します。

動画で学ぶ

職場における熱中症の予防対策について専門講師が分かりやすく解説します!

理解度確認クイズ付き
講習動画

15

熱中症 正しい知識と 正しい対処 即時の判断 命を守る

(令和7年 安全衛生標語 健康部門優秀作品)

- ▶ 熱中症は、無知と無理から始まる!
- ▶ 見逃さない! 熱中症の初期症状
- ▶ 『おかしいな?』と思ったらすぐに行動を!

『行ってきます!』と言った人には、
『ただいま!』と言う義務がある



労働災害は必ず防げます。ご安全に!



徳島労働局健康安全課



16